



令和6年1月から
令和7年3月までに
結婚された方対象

令和6年度

新婚さんの 新生活を 応援します！

新婚世帯の新居の
取得・改修・賃貸・
引越費用を補助します。

1世帯あたり

・夫婦ともに29歳以下

上限 **60万円**

・30～39歳以下

上限 **30万円**
を支給します。



【補助対象経費】

○住宅費

住宅の取得または
リフォーム費、賃料、
敷金、礼金、共益費、
仲介手数料

※住宅費にはさらに詳細要件があります。

○引越費用

引越業者、運送業者
への支払いにかかる
実費

【対象要件】 ①～⑦の全てを満たす世帯

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること。
- ③対象となる住宅が湧別町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方が住民票に記載され、その住所地を生活の根拠としていること。
- ④前年（令和5年1月から12月）の夫婦の所得の合計が500万円未満であること。
※奨学金を現に返済している場合は、年間返済額を控除します。
- ⑤夫婦の双方が過去にこの補助を受けたことがないこと。
- ⑥世帯に属する者全員が税等の滞納がないこと。
- ⑦暴力団員でないこと。

申請・お問い合わせ先 【湧別町健康こども課】

電話01586-5-3765 FAX01586-5-2283

結婚新生活支援事業補助金チェックシート

婚姻届けの提出日は令和6年1月1日から令和7年3月31日ですか？

いいえ



はい

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、支払った住宅費や引っ越し費用はありますか？また、湧別町内の住宅に居住し、住民登録がありますか？

いいえ



はい

※期間内には支払いがなく、翌年度に支払いを予定する場合にも対象となる場合があります。あらかじめ資格認定を受ける必要がありますので、ご相談ください。

夫婦の令和5年中（令和5年1月1日から12月31日）の合計所得は500万円未満かつ、婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下ですか？

いいえ



※ただし、貸与型奨学金（公共団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（公的団体から返済額に対する助成を受けている場合にあつては、助成を受けた額を控除した金額）を控除した金額により、計算します。



はい

該当する項目がありますか？
○過去にこの事業に基づく補助を受けた者である。
○税等の滞納がある。
○暴力団員である。

はい



いいえ

該当

非該当

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

湧別町健康こども課

電話01586-5-3765